

# 令和 5年度予算見積調書

課室名：健康長寿課  
 担当名：母子保健担当  
 内線：3662

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
S236	未熟児等対策費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	未熟児等対策費	
事業期間	昭和34年度～	根拠法令	母子保健法第8条、第20条、埼玉県妊娠中毒症等療養援護費支給要領		針路	04	子育てに希望が持てる社会の実現	SDGsゴール 3
					分野施策	0402	子育て支援の充実	SDGsターゲット 3-2
1 事業概要			5 事業説明					
<p>未熟児は成熟して出生した児に比べて疾患にり患しやすく、死亡率が高いだけではなく心身の障害が残ることも多いことから、出生後速やかに適切な処置をとることが必要である。そのため、入院養育を要する未熟児に医療給付を行い、健全育成を図る。</p> <p>また、妊娠中毒症は放置すると心身障害児の出生原因となり、時には妊婦を死亡させるため、り患した妊婦の療養援護をすることにより母体の保護を図る。</p> <p>(1) 未熟児養育医療 139,336千円                      (2) 妊娠中毒症等療養援護費 78千円                      (3) 事務費 616千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 未熟児養育医療 入院養育を要する未熟児に医療の給付を行う。給付は市町村が行い、県はその費用の1/4を負担する。 139,336千円</p> <p>イ 妊娠中毒症等療養援護費 妊娠中毒症にり患した妊婦の療養援護をする。 78千円</p> <p>ウ 事務費 市町村における事業を円滑に進めるための経費 616千円</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 県内63市町村が実施主体となり、事業を実施する。</p> <p>イ 県が事業を実施する。(さいたま市・川越市・越谷市・川口市を除く)</p> <p>(3) 事業効果 未熟児及び妊産婦の死亡、障害等を未然に防止できる。</p> <p>(4) その他</p> <p>未熟児養育医療は、権限移譲により、平成25年度から市町村が実施している。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
<p>(1) 国1/2 (県1/4) 市町村1/4                      (2) (県10/10)</p>								
3 地方財政措置の状況								
<p>(区分) 衛生費 (細目) 母子保健費                      (細節) 母子保健費</p>								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.4人=3,800千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	140,030						140,030	△6
前年額	140,036						140,036	

## 事業内訳書

事業名	未熟児等対策費		
単位事業名	未熟児養育医療	予算額	139,336千円

(単位：千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
委託料	123	8	養育医療審査委託料 基金107,646円+国保14,493円
負担金、補助及び交付金	139,213	0	養育医療給付事業 県負担分 139,212,981円
合計	139,336	8	

単位事業名	妊娠中毒症等療養援護費	予算額	78千円
-------	-------------	-----	------

(単位：千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
扶助費	78	△14	妊娠中毒症等療養援護費 4人×19,400円
合計	78	△14	

単位事業名	事務費	予算額	616千円
-------	-----	-----	-------

(単位：千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
旅費	150	0	市町村への指導・監査 1,190円×2人×63市町村
需用費	466	0	事務費経常費 427,000円 母子保健医療給付事業の手引き 325円×120冊
合計	616	0	